

高齢者肺炎球菌定期予防接種を受ける皆様へ【定期接種】

【肺炎球菌について】

日本人の死亡原因の上位に「肺炎」があり、このうち約2～3割は肺炎球菌によって引き起こされるといわれています。この定期接種で使用する「23価肺炎球菌ワクチン」は、約90種類ほどある肺炎球菌の型のうち、病気を引き起こしやすい23種類の肺炎球菌の成分を含んでおり、肺炎の罹患や重症化に対する予防効果が期待されます。

【接種にあたって】

過去に「23価肺炎球菌ワクチン」の接種を受けたことがある人は定期接種の対象外です。

また、過去5年以内に肺炎球菌ワクチンの接種を受けた人は、ワクチンの接種により注射した部分が硬くなる、痛む、赤くなるなどの症状が強く出ることがあります。過去に接種を受けていないかご確認ください。

【助成対象者】

接種当日に古賀市に住民票があり、過去に「23価肺炎球菌ワクチン」の接種を受けたことがない下記の人。

- ①65歳の人（65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで）。
- ②60歳以上65歳未満の人で、心臓・じん臓、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する人やヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい（身体障がい者手帳一級程度）がある人。

ご本人が接種を希望する場合にのみ予防接種を行います。予防接種を受ける義務はありません。また、ご本人に麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や、認知症等があって正確な意思の確認が難しい場合は、家族やかかりつけ医によってご本人の接種意思の有無を確認していただく必要があります。確認ができなかった場合は、予防接種法にもとづく接種はできません。

【予防接種を受ける前に】

肺炎球菌の予防接種について、受ける必要があるか、また副反応などについてよく理解しましょう。気にかかることやわからないことがあれば、予防接種を受けるまえに担当の医師や看護師、市・町の担当者にお尋ねください。十分に説明を聞き、理解をした上で判断をしてください。

予診票は、接種医への大切な情報ですので接種を受けるご本人が責任をもって正確に記入してください。

（うら面へつづく）

【予防接種を受けることができない人】

①明らかに発熱のある人

一般的に、接種場所で測定した体温が37.5度以上の人。

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

③予防接種の接種液に含まれる成分によってアナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人。

※「アナフィラキシー」とは通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。

④その他、医師が、接種が不適当な状況と判断した場合。

【予防接種を受ける前に医師に相談が必要な人】

①心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がい等の基礎疾患がある人

②予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があった人。

③過去にけいれんの既往がある人。

④過去に免疫不全の診断をされた人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人。

⑤ワクチンの成分に対してアレルギーを呈するおそれがある人。

【受けた後の注意事項】

① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

②接種後1週間は副反応の出現の可能性がありますので、この間は体調に注意しましょう。

③入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。

④接種当日はいつも通りの生活をしても構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

【副反応】

接種後に注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがあります。また、わずかながら熱がでたり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることがあります。いずれも軽度で、数日のうちに治ります。

【予防接種健康被害救済制度】

副反応の症状が出て心配な場合は、医師（医療機関）の診察を受けてください。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）をなくすことはできないことから、救済制度が設けられており、ワクチンが原因の健康被害と認定された場合には給付があります。

より詳しい情報については、右記の

厚生労働省ホームページをご確認ください。



〈お問合せ先〉

古賀市(健康介護課) 電話 942-1151